

第11回 関西障害学生支援担当者懇談会分科会報告

開催日：平成25年8月30日

会場：キャンパスプラザ京都

【管理職分科会】

本分科会では、6大学7名の教職員の参加があり、長い間、障害学生支援を担当している参加者から、最近支援室を立ち上げた大学の職員まで幅広い層の参加があった。まずは、自己紹介を兼ねて各大学の紹介を行い、それぞれの大学の現状説明や課題の説明をしていただいた。それらの情報共有を行った上で参加者の課題・関心を話してもらい、それらの話題について話を深めた。

（1）支援体制の整備

ここ数年で、各大学で障害学生からの受験相談が増えたが、ある大学では知的障害のある受験生の受験相談があり、その対応に苦慮した体験談が報告された。

支援体制については、診断書の提出が必須な大学とそうではない大学、または、きちんとシステムとして整備している大学とそうでない大学があり、大学の規模や資源によって大きく分かれる。その中でも、ある大学の事例では、教員と職員の役割分担が明確に決められており、教職協働で支援に当たっている大学もあった。

合理的配慮が求められる中、支援体制の構築はどの大学でも急務な課題であるが、各大学が明確な支援のポリシーを持った上で、対応をしていくことが今後は求められている。

（2）発達障害学生の支援

現在、全国の大学で発達障害のある学生の支援に関しては課題となっているが、それぞれの大学で特徴のある支援をしている様子が見られた。例えば、発達障害に特化したFDをしている大学や当事者の会を行っている大学、または、「定期試験の勉強会」とアナウンスをして、勉強上で困り事のある学生の参加を促し支援に結び付けている大学等、様々な取り組みの報告がなされた。

発達障害のある学生の支援に関しては、どの大学でも課題であるが、司会から特に、資格取得を目的とするような短期大学における支援の難しさや支援や保護者への理解・啓発の必要性が述べられた。

（3）卒業後を見据えた支援

社会に巣立つ前の最後の教育機関であるため、卒業後を見据えた支援の必要性についても話題として上がった。社会に出るときのことを想定した上で支援を組み立てること

は、非常に重要であり、これが想定できないと単位を取らせることが支援の目的となり、教育機関で支援をする意味や意義から逸れることも生じる。当然、学生が卒業を目指すケースが多いが、支援担当者として、それ以外の選択肢や学外機関との連携も視野に入れながら、支援にあたっていく必要がある。

以上

【合理的配慮分科会】

本分科会は、学生課、障がい学生支援コーディネーター等の大学職員7名と、全国障害学生支援センター代表の殿岡翼氏、日本自立生活センター所長の矢吹文敏氏の計9名の参加があった。

まず、自己紹介を兼ねて各大学での障がい学生支援の現状・課題を報告した後、分科会のテーマである合理的配慮について、担当者はどのようなことに注意すれば良いか、文部科学省・高等教育局の、障害のある学生の修学支援に関する検討会の構成員であり、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（一次まとめ）」の作成に携わられている殿岡氏より、『合理的配慮の考え方』について意見をいただきながら懇談した。

（1）機会の確保

障がい学生が入学を望めば入学拒否をせず、一般学生と平等に門戸を開放することが大前提である。そのためには、大学の理念を基に障がい学生を支援することとなるが、現在明記されている大学は少ない。2016年の障害者差別解消法の施行により、国公立大学では合理的配慮の提供義務、私立大学では努力義務が課されるため、早い段階で障がい学生の受入の理念を明記しておくことが重要である。

障害者差別解消法に基づく支援が始まれば、障がいのために入学できないことはもちろん、点字受験や代筆受験等を拒否すると罰せられることとなる。そのため、障がい種別毎に支援できる一覧を明記し、その枠内に該当しない支援の要望があれば追加していく大学が増えることが予想される。

（2）決定過程

前述したように、障がい学生支援の理念を明記しておくことが重要となるが、明記されている大学は少ない。障がい学生受入の理念を早く打ち出すことは、他大学より一歩進んでいると社会に認識され、また、配慮の事例を多く作ることで支援の発展にもつながる。しかし一方で、支援体制が整うことによって、これまで門戸を閉じられてきた当事者・保護者が不平等と捉えることが予想される。

（3）教育方法等

<情報保障について>

情報保障には、聴覚障がい学生のノートテイク・パソコンテイク、肢体不自由学生のポイントテイク等だけでなく、世間に流通しているタッチパネル等、最先端機器の使用も含まれている。それを使用することは、どの支援が自分に最も適しているかを知ることとはもちろん、どの勉強方法が適しているかを知る機会となり、自分に合った勉強方法の早期確立につながるだけでなく、就職後も大学と同様の機器を使うことで、働きやす

い環境を自ら提案することも可能となる。

<試験について>

現在、障がい学生の試験では、大学入試センター試験時の基準に基づき時間延長等の措置を取っている大学が多い。しかし、障がい種別のみで配慮措置を決めても、見た目の障害で一律的に判断するのは難しく、合理的配慮に基づく支援を実施していると言いはない。前述した障がい学生の確立した勉強法を用いる試験が、合理的配慮に基づく支援と言えるのではないか。

実際に海外の事例では筆記困難な学生に対し、授業時間内ではなく、3日間の猶予をもったレポートを課題として出し、理解力を確認する方法が取られている。提出方法も当該学生の確立した勉強法での記述を認めている大学が多い。

(4) その他

- ・合理的配慮に基づく障がい学生支援のガイドラインはあるものの、国の基準も不明瞭な点が多い。どのような合理的配慮を実施しているか国が把握するためにも各大学から事例を投げかけてほしい。
- ・精神・発達障がい学生の把握が困難だという声がよくあがる。把握するためには、入学前案内の一部に配慮を書き記すのではなく、A4・1枚で、「人付き合いが苦手な方、いませんか」、「障がいのある方、いませんか」と、投げかけることで把握も可能となる。その部分に大学の理念に基づく支援体制を明記しておけば、当該学生も自分の障がいを申告しやすい。
- ・合理的配慮に基づく支援、障害者差別解消法の施行については、大学上層部の理解が必要であり、「そうした支援を行わなければ、最悪の場合訴えられる可能性もある」ことを伝えるべき。
- ・障がい学生の中には、視覚障がいの学生であれば『見えること』に、肢体不自由学生であれば『歩くこと』に固執し、『一般学生と同じようにしたい』という考えがある。しかし、点字や電動車イスを使用する状況になった場合に苦勞している学生が増えていることから、障がい学生担当者は、学生の将来を見据え、点字や電動車イス使用の練習を積極的に推奨していただきたい。

以上

【支援体制の構築分科会】

本分科会は、障害学生支援コーディネーター、教務課、学生課の方等、様々な立場の10大学12名の参加であった。まず、自己紹介を兼ねて大学での体制や制度、支援を行う範囲や支援学生の養成について、課題や悩み等を話していただいた。その後、分科会のテーマに即して、情報共有、支援の範囲について意見が交わされた。

情報共有というテーマでは、プライバシー保護の範囲や個人情報をごくまで共有すべきかについて意見が交わされた。ある大学では、事前に個人情報の支援に関する同意書を提出させ、関係部署へ情報開示を行っているとのこと。また、大学全体での守秘義務等を作成、整備中の大学もあった。その他には、月に1回程度委員会を開催しており、その場で情報共有を行うとのこと。また、入学前に学生に電話をし、困ったことがあれば訪れるようにと困った場合に、すぐに支援が行えるように対策を立てているとのことであった。

支援の範囲というテーマでは、授業のみの支援をする大学もあれば、困っている学生に対し授業に限らず支援を行うという大学もあり、各大学により支援の範囲については、ばらつきがあった。

ある大学では、高校と大学の違いを事前に伝え、高校とのギャップに早く対応させるよう工夫しているとのこと。また、発達障害学生や引きこもり、不登校等の支援では、まず小さな集団を作り、そこで慣れてから大きな集団へというステップを踏んでいるとのことであった。

以上

【発達障害分科会】

本分科会は、教務課、学生課、障がい学生支援コーディネーター、保健師等、8大学9名の参加があった。

まず、自己紹介を兼ねて各大学での障がい学生支援の現状（事例紹介を含む）と課題や取り組みを報告した後、それぞれ紹介した事例について、更に掘り下げた質問や意見交換を行った。ある大学からは課題となっている事例に対して参加者から意見を求める形式で行った。

主な内容は、（1）卒業後の進路や就職活動について、（2）保護者との連携、（3）情報共有（個人情報の守秘義務）等、発達障がい学生の特性を理解しつつ、それぞれの事例毎の対応や支援内容について意見交換を行った。

（1）卒業後の進路や就職活動について

医療、保育、教育等の資格取得を目指す学生のなかでも発達障がいのある学生が顕在化してきている。資格取得を前提とするような学問領域の学生は、その多くが実習などを経て進路選択に繋がるが、発達障がい学生にはアルバイトの経験がないなど、社会経験が少ない場合も多く、実習等で不適応を起こすケースも少なくない。働くイメージもないことがあり、実際の職業イメージとの乖離があり、そのような場合、実習面でも壁にぶつかる事例が紹介された。

ある大学からは、学生に働くイメージを持ってもらうため、地域の支援センターとハローワークの連携でインターンシップ制度を利用することやキャリア支援課と連携して学内でインターンシップを行った例が紹介された。

多数の大学がカウンセラー、キャリア支援、障がい学生支援の機能を有機的に活用しており、診断を受けた後、否定的に捉えるより肯定的に捉えて、困っていることを一緒に考えている。

企業は障がい者の法定雇用率を満たす傾向ではあるが、大学からは就職先の理解を求めると共に出口の可能性を広げ、意識を変えるために、発達障害の特性を活かすスペシャリストの採用を提案する働きかけが必要との意見が出された。

（2）保護者との連携について

発達障がい学生の支援には本人と親との親子関係も重要で、親御さんとは十分に話をし、連携して取り組むことが重要である。また、家族以外の他の構造や他の軸を提案することによって環境整備ができ、大学での支援のヒントになる場合もある。

（3）情報共有（個人情報の守秘義務）等について

参加大学から個人情報の開示・共有について、多くの事例が紹介された。入学前相談

や学生生活途中で不適応を起こした場合、本人・親・大学関係者との面談を行い、具体的な支援を示すと、その後の関係者との情報共有や連携がし易く、スムーズに対応が出来る。また、本人の特性を見据えて、仕事を紹介して、生活が安定した例も紹介された。

一方、診断を受けていなかったり、本人や親からも申請がない場合は、連携が出来ないまま、大学生活を過ごして、場合によっては休学や退学をする引き金になることもあり、卒業後の進路にも影響が出る事例も紹介された。

組織での守秘義務は重要であるが、個人情報の共有は支援にとっても重要な場合がある。集団守秘義務を有効に（適切に）活用していくことも必要ではないか。

（４）その他

2005年に施行された発達障害者支援法やその後の特別支援教育の動向を経て、初等・中等教育段階で支援を受けている発達障がいのある児童・生徒が増えている。一方、すでに大学に在籍している発達障がいのある学生は、大学に入るまでに支援を受けてきた経験がそれほど多くないと思われる。つまり、現在、大学のなかで課題となる発達障がい学生の状況と、今後増加するであろう支援ニーズは異なる部分もあると想定される。現時点の状況で、対応の方法や制度を整えていくことも大切であるが、今後を見据えて、様々な状況に柔軟に対応できるだけの理解啓発やノウハウの蓄積が必要ではないだろうか。

以上